

食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

日本は、カロリーベース自給率が40%前後にまで落ち込んだ結果、食料を他国からの輸入に過度に依存している。日本の食卓に大量かつ安価に流入する外国産の食品と原料は、一般的にトレーサビリティ（産地、生産方法とその履歴など）の確認が難しく、そのほとんどの情報は消費者に対して明らかにされていない。こうした背景の下、農産物の残留農薬事故、加工食品の毒物混入事件、加工食品の産地偽装事件、汚染されたミニマムアクセス米が食用に不正流通した事故米事件など、食の安全・安心を揺るがす事故・事件が後を絶たず、大半の消費者が加工食品の原料、原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性に不安を抱き、「遺伝子組換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにもかかわらず、現在の表示制度の欠陥によって知らずに食べ続けている現状がある。現在、GM作物・食品の義務表示対象は32加工食品群に限られ、GM由来の輸入原料から製造される多くの加工食品（しょう油、油等）が義務表示の対象外とされている。

さらに、体細胞クローン由来食品については、日本の食品安全委員会は、クローン牛の死産や肥育期の病死が異常に多発する原因とその影響について、何ら解明しないまま安全とする評価をまとめており、その商品化が間近に迫ってきた。また、受精卵クローン由来食品については任意表示で、規模はわずかであるが、既に流通が始まっており、消費者が「クローン由来食品を食べたくない」と考えていても、知らずに食べている場合がある。

これらのことから、今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上と食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。

よって、国においては、消費者が知る権利に基づいて、買うか買わないかを自ら決めることのできる社会の実現を目指し、下記のこと配慮して食品表示制度を抜本的に改正することを強く求める。

記

- 1 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 全ての遺伝子組換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

生 駒 市 議 会